

# 「新型コロナウイルス感染症」「インフルエンザ」 出席停止期間早見表

## 1. 新型コロナウイルス感染症の場合

出席停止期間

○出席停止期間：発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

※症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す

※無症状の感染者の出席停止期間：検体を採取した日から5日を経過するまで(検体採取日を0日とする)

※病院受診または検査で感染が確認された場合のみ出席停止扱いとなります。  
(感染が確認されていない場合は対象としない)

	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日
基準	発症日				症状軽快	→	登校可能		
その他例	発症日			症状軽快	→		登校可能		
その他例	発症日					症状軽快	→	登校可能	
その他例	発症日						症状軽快	→	登校可能

## 2. インフルエンザの場合

出席停止期間

○出席停止期間：発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで

※解熱とは37.0℃以下をいい、1日(24時間)のうち、検温する時にどこで測っても37.0℃以下であること指す。

	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日
基準	発症日			解熱	→		登校可能		
その他例	発症日		解熱	→			登校可能		
その他例	発症日				解熱	→		登校可能	
その他例	発症日					解熱	→		登校可能